

春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度(個人が地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。)に係る本市への寄附(以下「寄附」という。)及び本市に寄附を行った者(以下「寄附者」という。)に対するお礼品の贈呈について、必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申込)

第2条 本市に寄附をしようとする者は、次のいずれかの方法により申し込むものとする。

- (1) 春日井市ふるさと納税申込書(第1号様式)を使用する方法
- (2) 市長が指定するウェブサイトを経由する方法

(寄附金の納付方法)

第3条 寄附金の納付は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 本市が発行する納付書による方法
- (2) 現金書留を使用する方法
- (3) 現金を持参する方法
- (4) 郵便振替払込取扱票を使用する方法
- (5) 市長が指定するウェブサイトを経由して寄附をする場合において、市長が別に定める方法

(寄附金受領証明書の交付)

第4条 市長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し、寄附金受領証明書(第2号様式)を交付するものとする。

(お礼品の贈呈)

第5条 市長は、寄附者に対し、お礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者がお礼品を希望しない場合又は市内に住所を有する者が本市に寄附した場合は、この限りでない。

（登録の申請）

第6条 お礼品の提供をしようとする事業者は、春日井市ふるさと納税お礼品登録申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 お礼品の提供に係る要件、基準、謝礼等は、市長が別に定める。

（登録の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、登録の可否を決定し、当該申請を行った事業者にもその内容を通知するものとする。

（登録の変更）

第8条 事業者は、登録の決定を受けたお礼品についてその内容の変更をしようとするときは、春日井市ふるさと納税お礼品登録変更申請書（第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請について準用する。

（契約の締結）

第9条 第7条の規定により登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、本市との間において、ふるさと納税お礼品提供に関する契約を締結するものとする。

（謝礼金の支払）

第10条 事業者は、謝礼金を請求するときは、毎月末日までの謝礼金について、次に掲げる書類を添えて翌月末日までに請求するものとし、市長は、請求を受けたときは、納入完了の検査を行い、検査に合格したときは、請求書を受理した日から30日以内に謝礼金を支払うものとする。

(1) 春日井市ふるさと納税お礼品発送報告書兼請求内訳書

(2) お礼品を発送したことを証する書類

2 前項の場合において、謝礼金に1円未満の端数金額が生じたときは、その端

数金額を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 市長は、第9条に規定する契約に違反し市に損害が生じた場合は、その損害の賠償を請求することができる。

(提供の辞退)

第12条 登録事業者は、お礼品の提供を辞退しようとするときは、速やかに、春日井市ふるさと納税お礼品辞退届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第13条 市長は、前条の規定による届出があったとき又は登録事業者が提供するお礼品がふるさと納税制度の趣旨に照らし、適切でないと認めるときは、当該登録事業者のお礼品について、登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録事業者に通知するものとする。

(委託)

第14条 市長は、第4条の規定による寄附金受領証明書の交付及び第10条第1項の規定による謝礼金の支払を、市長が指定する者に委託することができる。

2 第10条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により委託をした場合の謝礼金の請求方法は、市長が別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱の規定は、令和5年10月1日以後の申請又は届出について適用し、同日前の申請又は届出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

春日井市ふるさと納税申込書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所	〒		
フリガナ		連絡先	電話：
氏 名			Mail：

私は、次のとおり春日井市へ寄附を申し込みます。

1 寄附金額	
2 寄附の使い道	
3 寄附の方法	
4 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の送付 該当する項目にチェックしてください。	
☐ 希望する（ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方）	
☐ 希望しない（来年確定申告をされる方）	

5 お礼品の選択 ☐ お礼品を希望されない方はチェックしてください。

品 名	金 額	個 数
お礼品の送付先を変更する方は記載してください。(住所、宛名、連絡先)		

寄 附 金 受 領 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

寄附金額 _____

本市への寄附金（ふるさと納税）として、 年 月 日に上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

春日井市長

- ※ 本証明書は、確定申告時まで大切に保管してください。
- ※ 確定申告書の寄附先の所在地欄には「愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地」、寄附先の名称欄には「春日井市」とお書きください。
- ※ ふるさと納税のお礼品は、一時所得に該当します。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

第3号様式（第6条関係）

春日井市ふるさと納税お礼品登録申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

（申込者）所在地

事業者名

代表者名

春日井市ふるさと納税お礼品登録について、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、以下のことを誓約します。

- 1 記載内容に偽りがないこと。
- 2 国税、都道府県民税及び市区町村民税に滞納がないこと。
- 3 春日井市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 4 春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱を遵守すること。
- 5 1～4の事項に反する場合、寄附受付の停止及び登録の取消し等、市が行う一切の措置について異議を申し立てないこと。

【添付資料】

- (1) 明細書
- (2) お礼品の写真
- (3) 市内において製造し、又は加工した物品は、その工程が分かる資料
- (4) 実売価格（希望小売価格）が確認できるパンフレット等
- (5) 送料の算出根拠となる資料

第4号様式（第8条関係）

春日井市ふるさと納税お礼品登録変更申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長 石 黒 直 樹

（申込者）所在地

事業者名

代表者名

年 月 日付けで決定を受けた春日井市ふるさと納税お礼品登録について、次のとおり変更します。

なお、申請に当たっては記載内容に偽りがないこと及び春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱を遵守することを誓約します。

1 変 更 事 項	別紙明細書のとおり
2 変 更 理 由	☐ 新たにお礼品を登録するため ☐ お礼品の取り扱いを停止するため ☐ その他（ ）

【添付資料】

- (1) 明細書
- (2) お礼品の写真
- (3) 市内において製造し、又は加工した物品は、その工程が分かる資料
- (4) 実売価格（希望小売価格）が確認できるパンフレット等
- (5) 送料の算出根拠となる資料

第5号様式（第12条関係）

春日井市ふるさと納税お礼品辞退届

年 月 日

（宛先）春日井市長

（申込者）所在地
事業者名
代表者名

春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱（第12条）に基づき、次のとおり届け出ます。

1	商 品 名	
2	辞 退 理 由	
3	辞 退 日	年 月 日
4	受付最終日	年 月 日
5	備 考	
連絡先	担当部署	
	担 当 者	（役職） (氏名)
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

春日井市ふるさと納税に係るお礼品登録基準

1 事業者の要件	次の要件をすべて満たしていること。 (1) 春日井市内に本店、支店、事業所、工場等を有する法人又は個人事業者、その他市長が適当と認めるものであること。 (2) 市税等の滞納がないこと（個人事業者の場合は、本人の個人市・県民税など市税等の滞納がないこと。） (3) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
2 お礼品の種類	(1) 物品（例：飲食物、工芸品、雑貨、日用品等） (2) サービス等（例：食事会プラン、宿泊プラン、生活関連サービス等）
3 お礼品の要件	「1 事業者の要件」を満たす事業者が生産、製造及び加工する物品又は提供するサービス等で、以下の要件に全て適合しているもの。ただし、要件に適合していても、本市がお礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。 (1) 共通 ア 総務省が定める「地場産品基準」を満たすもの。 イ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているもの。 ウ 射幸心をあおるもの、人に危害を加える恐れがあるもの、宗教的又は政治的な意図又は目的があるもの

	の等社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものでないこと。 (2) 物品 ア 常に安定供給できること。ただし、予め期間や供給可能数を明示する場合を除く。 イ 原則、全国各地（離島含む）に発送が可能であること。 ウ 市からのお礼品送付依頼後速やかに寄附者にお礼品を発送できること。 エ 量目、品質及び機能が表示内容と一致していること。 オ 飲食物の場合は、原則、寄附者に到着してから5日程度の賞味期限が保証されるものであること。 (3) サービス等 ア 宿泊・観光など、春日井市の魅力を発信、体感できるものであること。 イ 利用券やチケットなど、転売の可能性があるものについては、利用者が限定できるような対策等を講じていること。 ウ 常に安定したサービス等が提供できること。ただし、予め期間や供給可能数を明示する場合を除く。
4 定期便の取扱	(1) 定期便の1コースの期間は、12月を上限とする。 (2) 定期便の送付は、月に1回以上の頻度で行うものとする。
5 寄附金額区分	お礼品代（梱包材料費・消費税を含む。以下同じ。）の100／30以上の金額かつ、お礼品代に送料を加算した額

	の100／34以上の金額とし、千円未満の端数が生じたときはその端数は切り上げる。
6 謝礼金額	お礼品代に送料を加算した額

※ 地場産品基準（平成 31 年 4 月 1 日総務省告示 179 号）

- 1・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ（熟成肉）・・・地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3イ（精米）・・・地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 3ロ（企画立案）・・・当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであ

ること。

6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

7・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7の3イ五万以下（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

7の3ロ該当地域（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

7の4（電気）・・・当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

- 8 ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- 8 ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。